

## 第25号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山中 健

### 提案理由

芦屋市介護認定審査会委員の定数を変更するとともに、第5期芦屋市介護保険事業計画(平成24年度から平成26年度まで)の策定に伴い、保険料率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人」を「41人」に改める。

第4条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号中「26,400円」を「30,480円」に改め、同条第2号中「29,040円」を「33,480円」に改め、同条第3号中「39,600円」を「45,720円」に改め、同条第4号中「52,800円」を「61,080円」に改め、同条第5号中「58,080円」を「67,080円」に改め、同号イ中「若しくは第8号イ」を「,第8号イ若しくは第9号イ」に改め、同条第6号中「66,000円」を「76,320円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「若しくは第8号イ」を「,第8号イ若しくは第9号イ」に改め、同条第7号中「79,200円」を「91,560円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第9号イ」を加え、同条第8号中「92,400円」を「106,800円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「又は次号イに該当する者を除く。）」を加え、同条第9号中「99,000円」を「122,160円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 114,480円

ア 合計所得金額が600万円以上1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成24年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、42,720円とする。
- 4 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第4号の規定にかかわらず、54,960円とする。

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市介護認定審査会委員の定数を変更するとともに、第5期芦屋市介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度まで）の策定に伴い、保険料率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 介護認定審査会委員の定数を41人以内（現行は、25人以内）に改める。  
（第2条関係）

- (2) 保険料段階及び保険料率の変更

ア 第5期芦屋市介護保険事業計画期間のサービス量等の推計により、保険料段階及び保険料率を次のとおり改定する。（第4条関係）

改 正 案			現 行		
保険料段階	保険料率		保険料段階	保険料率	
	月額	年額		月額	年額
第1段階	2,540円	30,480円	第1段階	2,200円	26,400円
第2段階	2,790円	33,480円	第2段階	2,420円	29,040円
第3段階	3,810円	45,720円	第3段階	3,300円	39,600円
第4段階	5,090円	61,080円	第4段階	4,400円	52,800円
第5段階	5,590円	67,080円	第5段階	4,840円	58,080円
第6段階	6,360円	76,320円	第6段階	5,500円	66,000円
第7段階	7,630円	91,560円	第7段階	6,600円	79,200円
第8段階	8,900円	106,800円	第8段階	7,700円	92,400円
第9段階	9,540円	114,480円	第9段階	8,250円	99,000円
第10段階	10,180円	122,160円			

＊ 保険料段階の内容

保険料段階	内 容	
第1段階	本人が生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者のもの	
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超えるもの	
第4段階	本人が市民税非課税者で世帯に市民税課税者がいるもの	
第5段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満のもの	
第6段階	<改正案> 本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上 <u>190万円</u> 未満のもの	<現行> 本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上 <u>200万円</u> 未満のもの
第7段階	<改正案> 本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>190万円</u> 以上400万円未満のもの	<現行> 本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>200万円</u> 以上400万円未満のもの
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	
第9段階	<改正案> 本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>600万円</u> 以上 <u>1,000万円</u> 未満のもの	<現行> 本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>600万円</u> 以上のもの
第10段階	<改正案> 本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,000万円</u> 以上のもの	

イ 第3段階の者のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下である場合の保険料率は、月額3,560円（年額42,720円）とする。（改正附則第3項関係）

ウ 第4段階の者のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下である場合の保険料率は、月額4,580円（年額54,960円）とする。（改正附則第4項関係）

3 施行期日

平成24年4月1日

介護保険法施行令抜粋

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず，特別の必要がある場合においては，市町村は，基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において，市町村は，第6号に掲げる第1号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し，当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者 4分の2を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって，次のいずれかに該当するもの（ロに該当するものを除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。），次号ロ，第3号ロ，第4号ロ，第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 4分の2を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり，かつ，前号に該当しない者

ロ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る部分を除く。），次号ロ，第4号ロ，第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）

(3) 次のいずれかに該当する者 4分の3を標準として市町村が定める割合

- イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前2号に該当しない者
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）
  - (4) 次のいずれかに該当する者 4分の4を標準として市町村が定める割合
    - イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの
    - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）
  - (5) 次のいずれかに該当する者 4分の4を超える割合で市町村が定める割合
    - イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
    - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
  - (6) 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合
    - イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
    - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
  - (7) 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合
- (第2項から第4項まで省略)

附 則（平成24年4月1日施行）

第16条 市町村は、第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、平成23年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が120万円以下である第1号被保険者の平成24年度における保険料率の算定に係る同項の割合について

は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第5項並びに次条第1項、第2項及び第5項において「特例割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第1号被保険者（第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第1項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第22条第21号の規定の適用については、同項第1号ハ又は第2号ロ中「又は第6号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第6号ロに該当する者又は附則第16条第2項に規定する第1号被保険者」と、同条第21号イ中「並びに第39条第1項」とあるのは「第39条第1項並びに附則第16条第2項」とする。

3 前2項の規定は、平成25年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第1項中「平成23年中」とあるのは「平成24年中」と、「平成24年度」とあるのは「平成25年度」と、前項中「附則第16条第2項」とあるのは「附則第16条第3項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、平成26年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第1項中「平成23年中」とあるのは「平成25年中」と、「平成24年度」とあるのは「平成26年度」と、第2項中「附則第16条第2項」とあるのは「附則第16条第4項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

（第5項省略）

第17条 市町村は、第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、平成23年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が80万円以下である第1号被保険者の平成24年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要とし



ない状態となる第1号被保険者(第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 第4号ロ, 第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については, 特例割合を適用することができる。この場合における同条第1項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第22条第21号の規定の適用については, 同項第1号ハ, 第2号ロ又は第3号ロ中「又は第6号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第6号ロに該当する者又は附則第17条第2項に規定する第1号被保険者」と, 同条第21号イ中「並びに第39条第1項」とあるのは「, 第39条第1項並びに附則第17条第2項」とする。

3 前2項の規定は, 平成25年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において, 第1項中「平成23年中」とあるのは「平成24年中」と, 「平成24年度」とあるのは「平成25年度」と, 前項中「附則第17条第2項」とあるのは「附則第17条第3項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は, 平成26年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において, 第1項中「平成23年中」とあるのは「平成25年中」と, 「平成24年度」とあるのは「平成26年度」と, 第2項中「附則第17条第2項」とあるのは「附則第17条第4項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

(第5項省略)